

第 7 期 大町町障がい福祉計画

第 3 期 大町町障がい児福祉計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月

大 町 町

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象者	3
第2章	障がい者（児）をとりまく現状	4
1	身体障がい者（児）の状況	4
2	知的障がい者（児）の状況	6
3	精神障がい者（児）の状況	6
4	難病患者の状況	7
5	重症心身障がい者（児）の状況	7
6	医療的ケア児の状況	7
7	発達障がい児の状況	8
8	ひじり学園特別支援学級在籍者の状況	8
第3章	障がい福祉サービス等の成果目標及び見込量	10
1	障がい福祉サービスに関する成果目標	10
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	10
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
(3)	地域生活支援の充実	12
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	13
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	14
(6)	相談支援体制の充実・強化等	15
(7)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	16
2	障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量	17

(1) 訪問系サービス	17
(2) 日中活動系サービス	18
(3) 居住系サービス	21
(4) 相談支援	21
(5) 障がい児支援	22
第4章 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	25
1 必須事業	25
2 任意事業	26
第5章 計画の推進体制	28
1 関係機関・地域社会との協力体制の構築	28
2 庁内の推進体制の整備	28
3 計画の進行管理	28

第 1 章 計画の概要

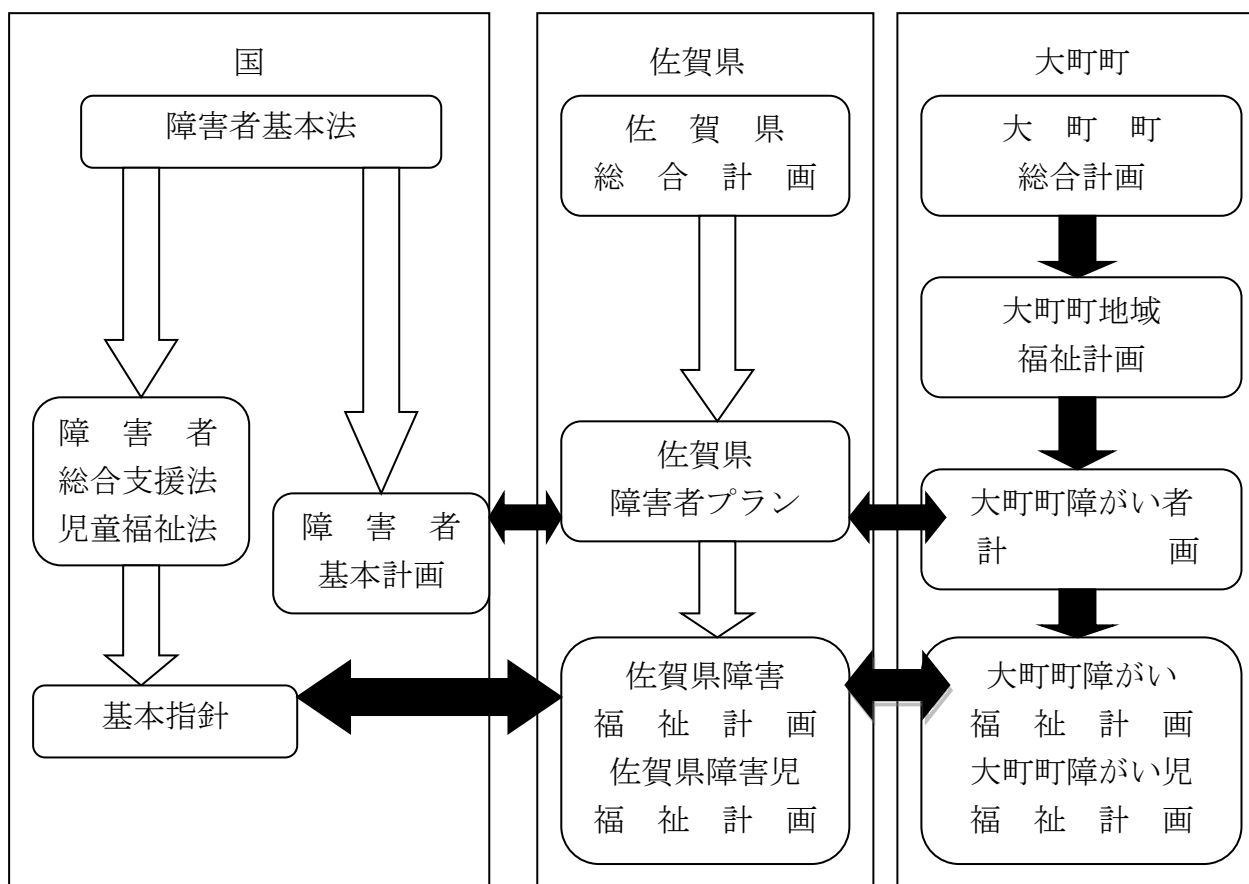
1 計画策定の趣旨

「第 7 期大町町障がい福祉計画・第 3 期大町町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の理念を実現するために、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、国の定める基本方針に即し、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、及び障がい児通所支援等の障がい福祉の各施策が計画的に提供されるよう、令和 8 年度における数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保や推進の取り組みについて定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「第 7 期大町町障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第 3 期大町町障がい児福祉計画」を一体の計画として策定するものであり、大町町における障がい福祉全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

国、県の方針を踏まえ、「大町町総合計画」を上位計画として、「大町町障がい者計画」をはじめ、その他の関連計画と整合性を持たせながら、大町町における障がい福祉施策に関する具体的な数値目標を設定します。



3 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本方針により定められています。このため、本計画は国の「基本方針」に基づき、「第6期計画・第2期計画」（令和3年度～令和5年度）が終了するのに伴い、「第7期大町町障がい福祉計画・第3期大町町障がい児福祉計画」とし、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

策定にあたっては、現状や前計画の課題等を把握するとともに、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、必要なサービス量を適切に見込むなど、実効ある計画づくりにより、サービス提供体制の計画的な整備を図り、障がいのある人の生活支援や自立支援に努めるものです。

	令和3年度～令和5年度	令和6年度～令和8年度
障がい福祉計画	第6期計画期間	第7期計画期間
障がい児福祉計画	第2期計画期間	第3期計画期間

4 計画の対象者

本計画は、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3障がいに該当している人及び治療方法が確立していない難病等の人を対象としています。

障がい者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障がい者」で18歳以上の人
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障がい者」のうち18歳以上の人
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障がい者」のうち18歳以上の人
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方で18歳以上の人

障がい児

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である児童

第2章 障がい者(児)をとりまく現状

大町町の障がい者(児)数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複を含む)は、令和4年度末(令和5年3月31日)現在で706人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

〈障がい別手帳所持者数の推移〉 (単位：人 各年度末現在)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	人口 6,301			人口 6,205			人口 6,105		
	人数	構成比	人口比率	人数	構成比	人口比率	人数	構成比	人口比率
身体障害者手帳所持者数	549	78%	8.7%	542	77%	8.7%	537	76%	8.8%
療育手帳所持者数	112	16%	1.8%	117	16%	1.9%	116	16%	1.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	41	6%	0.7%	49	7%	0.8%	53	8%	0.7%
合計	702	100%	11.2%	708	100%	11.4%	706	100%	11.4%

1 身体障がい者(児)の状況

身体障害者手帳所持者数は、年齢別では、65歳以上が445人(83%)と多くなっています。

障害等級別では、重度と言われる1級、2級が合わせて192人(36%)となっており、障がい種別では、肢体不自由が312人(58%)と最も多く、次いで内部障がい者が133人(25%)となっています。

〈年齢別身体障害者手帳所持者数の推移〉 (単位：人 各年度末現在)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
18歳未満	6	6	5	5	5
18歳～64歳	107	106	96	89	87
65歳以上	419	435	448	448	445
合計	532	547	549	542	537

〈身体障害者手帳所持者数の等級別推移〉

(単位：人 各年度末現在)

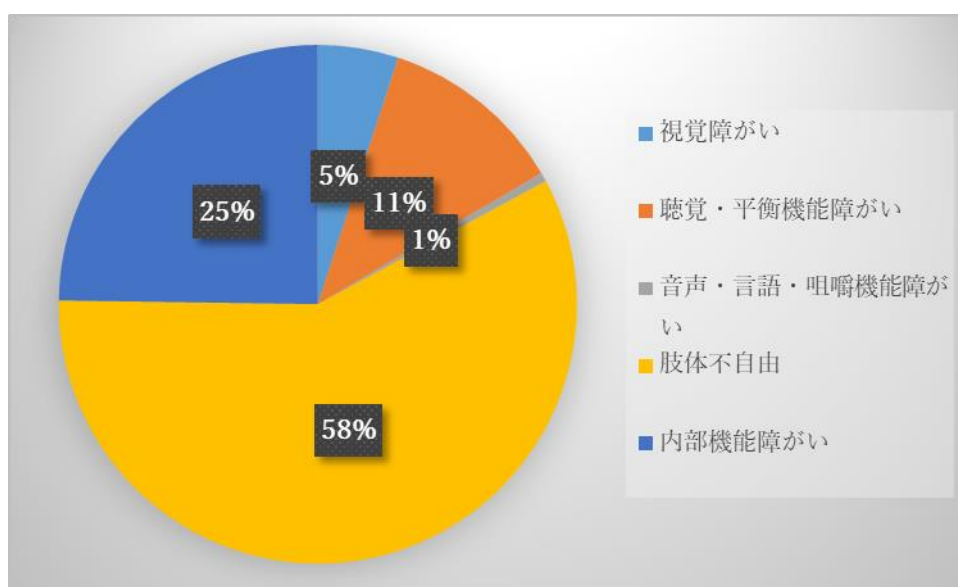
区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1 級	123	128	128	124	118
2 級	77	79	77	76	74
3 級	84	88	90	92	93
4 級	127	129	129	125	129
5 級	67	68	71	72	69
6 級	54	55	54	53	54
合計	532	547	549	542	537

〈身体障害者手帳所持者の障がい種別推移〉

(単位：人 各年度単位)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
視覚障がい	35	35	35	29	27
聴覚・平衡機能障がい	51	54	57	58	62
音声・言語・咀嚼機能障がい	3	3	3	3	3
肢体不自由	314	319	321	322	312
内部機能障がい	129	136	133	130	133
合計	532	547	549	542	537

〈身体障がい者の障害種別構成比〉 (令和 4 年度)



2 知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年度からほぼ横ばいとなっています。障がい程度別にみると、令和4年度末ではAが45人（39%）、Bが71人（61%）となっています。年齢別にみると、18歳未満が13人（11%）、18歳以上が103人（89%）となっています。

〈療育手帳所持者の状況〉 (単位：人 各年度末現在)

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
A	18歳未満	6	5	5	5	4
	18歳以上	35	35	38	40	41
	小計	41	40	43	45	45
B	18歳未満	11	10	9	9	9
	18歳以上	58	59	60	63	62
	小計	69	69	69	72	71
計		110	109	112	117	116

※療育手帳障害区分 A（①知能指数が概ね35以下であって、(1)食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする、(2)異食、興奮などの問題行動を有するのいずれかに該当する者。②知能指数が概ね50以下であって、肢体不自由・聴覚・視覚の身体障害者手帳3級以上を有する者。）、B（重度Aのもの以外）

3 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和2年度以降一貫して増加しており、令和4年度には52人となり、令和2年度から12人増加しています。

障がい程度別にみると2級、3級が増加しています。

〈精神障害者保健福祉手帳所持者の状況〉 (単位：人 各年度末現在)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1級	5	4	2	3	4
2級	24	22	22	27	28
3級	12	14	16	16	20
計	41	40	40	46	52

出典：杵藤保健福祉事務所より

※精神障害者保健福祉手帳障害区分 1級（精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）、2級（精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）、3級（精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）

自立支援医療(精神通院)対象者数の推移をみると、平成30年からほぼ横ばいで推移しています。

〈精神通院医療費公費負担(自立支援医療)受給者の状況〉(単位:人 各年度末現在)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
精神通院医療費 公費負担受給者	103	108	70	103	110

4 難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には特定医療費(指定難病)医療受給者証が交付されます。特定医療費(指定難病)医療費受給者証の交付数は令和4年度末で75名増加傾向にあります。

〈特定医療費(指定難病)医療受給者証交付者の状況〉(単位:人 各年度末現在)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
特定疾患医療受給者	58	66	78	70	75

出典:杵藤保健福祉事務所より

5 重症心身障がい者(児)の状況

(単位:人 令和4年度末現在)

	18歳未満	18~65歳未満	65歳以上	合計
重症心身障がい者(児)	2	7	1	10

※重症心身障がい者(児)…身体障害者手帳(肢体不自由)1級又は2級で、療育手帳Aの所持者

6 医療的ケア児の状況

(単位:人 令和4年度末現在)

	人数	医療的ケアの種類
医療的ケア児	1	胃ろう1

※医療的ケア児…医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

※胃ろう…口から食事をとれない場合や食べてもむせ込んで肺炎などを起こしやすい場合に直接胃に栄養を入れる医療的ケアのこと。

※導尿…自力で尿が出せない場合に管を挿入して尿を出す医療的ケアのこと。

7 発達障がい児の状況

令和5年4月1日現在における発達障がい児のサービス利用状況では、児童発達支援が6人(支給決定人数の85%)、放課後等デイサービスが7人(支給決定人数の43%)となっています。疾病別でみると自閉症スペクトラム障がい者が約4割を占めています。
 <発達障がい児の障がい福祉サービスの利用状況>(単位:人 令和5年4月1日現在)

	支給 決定人数	うち 発達障がい	内 訳	
			自閉症スペクト ラム障がい	ADHD
児童発達支援	7	6	6	0
保育等 訪問支援	6	5	5	0
放課後等 デイサービス	16	7	7	2
合計	29	13	13	2

※自閉症スペクトラム障がい…自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障がいを総称。感覚過敏、強いこだわり、対人関係が苦手等の症状を特徴とする行動障がい。

※ADHD…注意欠如・多動性障害の略。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする神経発達症もしくは行動障がい。

※LD…限局性学習障がいの略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定の能力の習得や使用に著しい困難がある状態。

8 ひじり学園特別支援学級在籍者の状況

特別支援学級の状況をみると、前期課程において令和元年度から障がいのある児童が年々増加している状況です。

<大町ひじり学園前期課程(小学部)特別支援学級の状況>

(単位:人 各年度5月1日現在)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
知的障がい	6	12	11	12	9
自閉症・情緒障がい	7	6	10	12	10
肢体不自由	0	1	1	1	1
合計	13	19	22	25	20

数値:大町町教育委員会より

特別支援学級の状況をみると、後期課程において令和元年度から障がいのある生徒は横ばい傾向にあります。

〈大町ひじり学園後期課程（中学部）特別支援学級の状況〉

（単位：人 各年度5月1日現在）

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
知的障がい	0	1	1	2	1
自閉症・情緒障がい	3	2	3	1	3
合計	3	3	4	3	4

数値：大町町教育委員会より

第3章 障がい福祉サービス等の成果目標及び見込量

国の基本方針に基づき、①福祉施設入所者の地域生活への移行、②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障がい児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築7点についての数値目標等を設定します。

また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定めて、その達成に向け、総合的かつ計画的なサービス提供体制の整備を進めていきます。

1 障がい福祉サービスに関する成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とする。
- ・令和4年度末時点の施設入所者数を、令和8年度末までに、5%以上を削減することを目標とする。

■福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標数値
令和4年度末時点の入所者数 (A)	23人
【取り組み目標①】地域生活移行者数 (B) 令和8年度末までに地域生活へ移行する数 (B) / (A)	2人 (8.7%)
新規入所者数 (C) 令和8年度末までに新規に施設入所する数	0人
退所者数 (D) 令和8年度末までに病院への転院や死亡等の数	0人
減少見込 (E) (E) = (B) - (C) + (D)	2人

【取り組み目標②】 令和 8 年度末時点の施設入所者数 $(F) = (A) - (E)$ 入所者減少率 $(E) / (A)$	21 人 (8.7%)
--	----------------

※地域生活移行者数 (B)：施設から自宅、グループホーム、民間アパート等に移行する人数。

※新規入所者数 (C)：新規に入所する人数。

※退所者数 (D)：施設から他の施設や病院への転出や死亡等の人数。

●目標達成のための方策

- ・ 地域生活への移行を進めるためには、グループホーム等の必要な障がい福祉サービスを適切に利用できるよう支援のニーズの把握に努め、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人の地域生活への移行には、社会の理解不可欠となることから地域住民の障がいへの理解促進を図るための啓発・広報活動を進めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・ 令和 8 年度末における精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする。
- ・ 令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数の目標値を設定する。
- ・ 令和 8 年度の精神病床における入院後 3 か月時点の退院率を 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率を 91.0%以上とする。

長期入院患者数及び早期退院率については県が定めるものです。

町では、県の目標値に基づき、活動指標について設定します。

項目	目標数値
精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数	県の目標数値
精神病床における 1 年以上長期入院患者数	
精神病床における早期退院率 (3 か月・6 か月・1 年)	
精神障害者地域包括ケアシステムの協議の場の開催回数	2 回
精神障害者地域包括ケアシステムの協議の場への参加人数	81 人
精神障害者地域包括ケアシステムの協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回
精神障害者の地域移行支援利用者人数	1 人
精神障害者の地域定着支援利用者人数	1 人

精神障害者の共同生活援助利用者人数	5人
精神障害者の自立生活援助利用者人数	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者人数	1人

※精神障害者地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことをいいます。
 杵藤地区自立支援協議会の下部組織に「精神ネットワーク部会」を立ち上げ、年2回を精神障害者地域包括ケアシステムの協議の場として設定しています。

●目標達成のための方策

- ・精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉等の重層的な連携による支援体制の構築を推進していきます。関係者が互いに、地域の課題やニーズを共有しながら精神障がいのある人の地域生活への移行の推進に努めます。

（3）地域生活支援の充実

【国の基本方針】

- ・令和8年度末までに各市町において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ・令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関する者に関して、各市町又は園域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

項目	目標数値
地域生活支援拠点等の設置数	1か所
コーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数	1回以上

※平成31年4月に杵藤管内の市町と連携し、「社会福祉法人たちばな会」の既存資源を利用し地域生活支援拠点として整備しています。

●目標達成のための方策

- ・①相談体制の充実、②緊急的な受け入れ体制、③体験の機会及び場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり等の5つの機能について、県、杵藤管内の市町、各事業所等と連携しながら情報提供や支援を行います。
 また、障がい者の重度化や高齢化、そして「親亡き後」を見据えて、強度行動障害有者を含め、地域生活支援を推進するため、検証及び検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①年間一般就労移行者数

【国の基本指針】

令和8年度の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。

項目	目標数値
令和3年度に福祉施設から一般就労への移行者数	1人
令和8年度に福祉施設から一般就労への移行者数	2人

※福祉施設…就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

②就労移行支援事業所の利用者数及び利用率

【国の基本方針】

- ・ 就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

項目	目標数値
令和8年度末の就労移行支援事業利用人数	6人
就労移行率50%以上の就労移行支援事業所の割合	—

※町内に就労移行支援事業所がないため、設定していません。

武雄市に1か所（ハートフルまんてん）、多久市に3か所（パンちゃん、はなみずき1、障害者支援センターまや）、鹿島市に1か所（アメリカパン）、嬉野市に2か所（就労支援センター希望、かがやきの丘）設置されています。

③就労定着支援事業所の利用者数及び利用率

【国の基本方針】

- ・ 令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- ・ 就労定着支援事業のうち、一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

項目	目標数値
令和8年度末の就労定着支援事業利用数	0
就労定着率70%以上の就労定着支援事業所の割合	—

※町内に就労定着支援事業所がないため、設定していません。

武雄市に2か所（社会福祉法人天童会指定就労定着支援事業所、就労定着支援ハートフルまんてん）、多久市に2か所（パンちゃん、はなみずき）設置されています。

●目標達成のための方策

- ・ 障がいのある人の雇用、就労の促進に向け就労支援事業所等との連携を深め、必要に応じて県の相談窓口、公共職業安定所（ハローワーク）、佐賀県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターへの紹介など支援を行います。
- ・ 就労移行支援や就労定着支援など、適切な障がい福祉サービスの提供に努め、企業に対して、障がいがある人の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用についての理解促進を図ります。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

①児童発達支援センターの設置

【国の基本方針】

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。（圏域での設置も可能）

項目	目標数値
児童発達支援センターの設置数	2か所

※武雄市に1か所（くろかみ学園児童発達支援センター）、鹿島市に1か所（多機能型支援センターそら）設置されています。

②保育所等訪問支援の体制整備

【国の基本方針】

令和8年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

項目	目標数値
保育所等訪問支援事業所数	3か所

※武雄市に2か所（くろかみ学園児童発達支援センター、児童発達支援・放課後等デイサービス MEGUの家）、鹿島市に1か所（多機能型支援センターそら）設置されています。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和 8 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。(圏域での設置も可能)

項目	目標数値
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	3 か所

※武雄市に 1 か所（こどもデイサービス grow）、嬉野市に 2 か所（ココロテラス、デイスペースきみいろ）設置されています。

④医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

【国の基本方針】

令和 8 年度末までの、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項目	目標数値
医療的ケア児支援のための協議の場の設置の有無	有
医療的ケア児支援のための協議の場での協議回数	1 回以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1 人

※平成 30 年度から杵藤管内の市町で保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係者が医療的ケア児支援のための課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場を設置しています。

●目標達成のための方策

- ・ 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所等が町内には設置されていないことから、圏域内の事業所と連携し、利用促進を図ります。
- ・ 医療的ケア児支援のために保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が一同に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報提供を行います。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

（ 6 ）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針】

- ・ 令和 8 年度末までに基幹相談支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

項目	目標数値
基幹相談支援センターの設置の有無	有
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	1件以上
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件以上
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回以上
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回以上
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 (頻度)	1回以上
協議会の専門部会の設置数(部会)	4部会
協議会の専門部会の実施回数(頻度)	4回以上

●目標達成のための方策

- ・ 多種多様な障がい特性や生活ニーズを持っている障がい者が地域において安心して生活できるように、障がい者やその家族がアクセスしやすい総合的・専門的な相談支援体制を充実させます。
- ・ 地域の相談機関との意見交換及び情報共有を図り、相談支援員がスキルアップできる環境を整備します。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築

【国の基本方針】

- ・ 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市町職員の参加人数の見込みを設定する。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
- ・ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

項目	目標数値
県が実施する研修への参加人数	1名以上
障害者自立支援審査支払等システム結果分析の共有回数	1回以上
県が実施する指導監査の結果共有回数	1回以上

●目標達成のための方策

- ・ 町職員の障害者総合支援法はじめ関係法令の理解促進し、知識習得に努めます。
- ・ 県が実施する研修等へ積極的に参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や県の指導監査の結果を共有することで障がい福祉サービスの質の向上につなげます。

2 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて、サービス及び事業の見込量を「活動目標」として設定します。

(1) 訪問系サービス

※「実人数」は 実利用者人数

※「時間分」は1か月あたりの総利用時間

○居宅介護

ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	129	135	135	135
実人数	19	20	20	20

○重度訪問介護

重度の障がいにより常時介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護並びに外出時の移動支援などを行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0

○同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	20	30	30
実人数	0	1	1	1

○行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難であり、常時介護を必要とする障がいのある人が外出する際に支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0

○重度障害者包括支援

介護の必要性が高い重度の障がいがある方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0

●訪問系サービス見込確保のための方策

- ・ 障がいのある人が適切なサービスを利用できるように相談支援事業の充実に努め支給の適正化を図ります。また、サービスの質の向上を図るため、事業者には研修会の情報提供等について支援を行います。
- ・ 利用実績が少ないサービスについては、サービス内容や対象者について十分な情報提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

※「実人数」は実利用人数

※「人日分」は1か月あたりの総利用日数

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

○生活介護

常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	392	392	403	414
実人数	33	33	34	35

○自立訓練（機能訓練）

身体障がい又は難病等の人を対象に自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0

○自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいを有する人を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	0	22	22	0
実人数	0	1	1	0

○就労選択支援

就労を希望する障がいのある人、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるように支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	—	—	—	—
実人数	—	—	—	—

※令和7年10月1日施行予定の新たな事業のため、見込みは設定していません。

利用者のニーズを把握し、必要時にはサービスが提供できるように対応に努めます。

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	7	9	9	10
実人数	4	5	5	6

○就労継続支援A型

事業所との雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	64	64	72	80
実人数	8	8	9	10

○就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに知識及び能力向上のための訓練を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	607	617	617	637
実人数	58	60	60	62

○就労定着支援

就労移行支援の利用後に一般就労した人に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所及び家族との連絡調整等の支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人分	0	0	0	0

○療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人分	4	4	4	4

○短期入所

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設や医療機関で宿泊を伴ったサービスを行うものです。

障害者支援施設等において実地する福祉型と病院、診療所等において実地する医療型があります。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人日分	59	59	59	59
実人数	10	10	10	10

●日中活動系サービス見込確保のための方策

- ・ 障がいのある人の日中活動の場の確保のため、障がいの状態や、希望に合わせて選択できるよう事業者の情報提供を行います。
- ・ 事業所や関係機関等と連携を図り、一般就労を希望する人の社会参加や就労が強化できるような支援体制を構築し、雇用促進を図ります。また、一般就労が困難な人に対しては、就労機会や生産活動の場を提供するとともに、収入向上につながるよう障がい者就労施設からの物品等調達の拡大に取り組みます。
- ・ 短期入所は介護者の緊急時やレスパイトとして必要なサービスであり、地域生活支援拠点など対応可能な事業所との連携を図りながら、支援体制を整えていきます。また、緊急時に備えて短期入所の利用促進に努めていきます。

(3) 居住系サービス

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

○自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用し1人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談援助を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人分	0	0	0	0

○共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、その他日常生活上の援助を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人分	25	25	26	27

○施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人分	24	24	23	22

●居住系サービス見込量確保のための方策

- ・ 地域生活への移行ということで施設入所者の削減を進めていく必要はありますが、障がいのある人の状況や希望を踏まえながら、真に必要としている人へのサービス提供につながるよう努めていきます。
- ・ 地域で自立した生活を希望する人のために、共同生活援助（グループホーム）等について、地域や事業者の理解と協力を得ながら、必要量の確保に努めます。

(4) 相談支援

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

○計画相談支援(モニタリングを含む)

障がい福祉サービスを利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、サービス実施後は定期的なモニタリングを行い、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人分	97	97	98	99

○地域移行支援

施設や医療機関から退所・退院する人に対し、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人分	1	0	1	1

○地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し緊急時には相談対応などの支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
人分	0	0	0	0

●相談支援見込量確保のための方針

- ・ 相談支援員の不足が課題となっていることから、相談支援事業の量と質を確保するため、資格取得に必要な研修の情報提供など事業者の参入促進に努めます。また、大町町障害者相談支援センターや相談支援事業者との連携を図りながら、障がい特性等に配慮したきめ細やかな計画相談支援に努めます。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援についてはほとんど実績がないことから、事業の周知を図り、関係機関と連携しながら、サービスを必要としている人につなげるよう努めていきます。

(5) 障がい児支援

※「実人数」は実利用人数

※「時間分」は1か月あたりの総利用時間

○児童発達支援

就学前の障がい児へ日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	55	55	34	34
実人数	8	8	5	5

○放課後等デイサービス

就学後の障がい児へ授業終了後や学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	203	225	259	270
実人数	18	20	23	24

○保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対し集団生活への適応のために専門的な支援やその他必要な支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	2	3	3	3
実人数	2	3	3	3

○居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等を受けるために外出することが困難な就学前の重度の心身障がい児に対し、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0

○障がい児相談支援

児童福祉法の障がい児支援対象者に、サービス等利用計画を作成するものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
実人数	26	28	28	29

●障がい児支援見込量確保のための方策

- ・ 教育、保育等の関係機関との連携をより一層充実させながら、支援が必要な障がい児が身近な地域での支援が受けられるよう必要な支給量の確保に努めていきます。
- ・ 早期療育の観点からも放課後等デイサービスについては増加傾向にあり、サービス提供に関わる事業所、人材の育成に努めていきます。
- ・ 地域での切れ目のない支援につなげるために、必要に応じサービス提供事業所及び相談支援事業所、子育て・健康課、教育委員会等の関係者間での支援会議等を開催していきます。

○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	町独自では無	町独自では無	町独自では無	町独自では無

※ペアレントトレーニング…親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶもの（子どもの問題行動を減少させることが目標）

※ペアレントプログラム…地域での普及を図るために開発されたより簡易なプログラム（子どもの行動修正までは目指さず、親の認知を肯定的に修正することに焦点）

※佐賀県では県内を5圏域に分け、どこに住んでいてもきめ細やかな、切れ目のない支援ができる体制を整備しており、ペアレントプログラム等の講座や研修を実施されます。

○ピアサポートの活動への参加人数

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	町独自では無	町独自では無	町独自では無	町独自では無

※ピアサポート…障がい者が同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間を支えること。

第4章 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人への福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず町民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

地域生活支援事業は、法律上実施しなければならない具体的な事業が定められていますが、町の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとなっています。

1 必須事業

※「時間分」は1か月あたりの総利用時間

○理解啓発支援事業

障がい特性等について地域住民の理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発を行うものです。

	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有

○自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援するものです。

	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	無	無	無	有

○相談支援事業

障がい者本人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言・権利擁護のために必要な支援を行うものです。

	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有

○成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立支援及び後見人への報酬の全部又は一部を助成するものです。

	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
助成件数	3	3	3	3

○意志疎通支援事業【手話通訳者及び要約筆記者派遣事業】

聴覚障がい者等に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を支援するものです。

	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有

○日常生活用具給付等事業

重度障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、必要な用具を給付するものです。

		R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件	186	210	210	210
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1	1

○手話奉仕員養成研修事業

日常会話を手話で行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行うものです。

	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有

○移動支援事業

屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行うものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	311	320	320	320
実人数	12	13	13	13

2 任意事業

※「時間分」は1か月あたりの総利用時間

○訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難である障がい者宅を訪問し、居宅での入浴機会を提供するものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0

○日中一時支援事業

障がい者等に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものです。

単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
時間分	438	720	720	840
実人数	8	8	8	9

●地域生活支援事業費必須事業見込量確保の方策

- ・ 障がいに対する理解を深めるため、障がいを理由とする差別的な取扱いの禁止や合理的配慮、障がいの特性等について町民へ向けた啓発・広報活動等に努めます。
- ・ 障がいのある人が継続して地域で生活できるよう、大町町障害者相談支援センターと連携しながら総合的な支援体制の充実に努めます。
- ・ 各事業において、地域の実情に応じたサービスの提供体制及び見込量を確保するために、利用促進に向けて制度の周知を図り、関係機関と連携しながら内容の充実に努めていきます。

第5章 計画の推進体制

1 関係機関・地域社会との協力体制の構築

本計画を推進し、障がいのある人が地域で自立した生活を営み、社会に参加していくためには、障がい福祉サービス・障がい児等に関するサービスの提供体制の確保や、相談支援体制の構築及び充実、そして地域全体で障がいのある人やその家族を支える体制が必要です。そのため、行政による対応だけでなく、町民をはじめ、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者団体、NPO、ボランティア等との連携を図ります。

2 庁内の推進体制の整備

障がいのある人の高齢化や重度化、障がい特性の多様化により、当人やその家族が抱える課題が、複雑化・複合化している場合があります。分野を越えた総合的・包括的な相談支援体制やサービスの提供体制が必要とされています。そのため、福祉、保健、医療、教育、住宅、まちづくり等の多岐にわたる庁内の関係部署と情報を共有し、課題への対策や取組の推進について、連携を図り、協働の場、仕組みづくりを進めます。

3 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2においては、障がい福祉計画に定める事項については、定期的に調査、分析及び評価を行い必要があると認めるときは計画を変更するなど必要な措置を講じる（PDCAサイクルを導入する）こととされています。

本計画においても、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のPDCAサイクルに基づき事業を実施し、各事業の進捗状況を把握し、分析を行うと共に数値目標の達成状況などについて点検・評価します。


第7期 大町町障がい福祉計画
第3期 大町町障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：大町町

編集：大町町福祉課

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

 0952-82-3185